

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道暴力団の排除の推進に関する条例 (警察本部捜査第四課・くらし安全推進課)	1
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する 条例の一部を改正する条例..... (人事課)	5
○北海道税条例の一部を改正する条例..... (税務課)	6
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	6
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	7
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	8
○北海道病院事業条例の一部を改正する条例..... (道立病院室)	10
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (経済部総務課)	10
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (農政課)	11
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (水産林務部総務課)	11
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建設部総務課)	12
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁総務課)	13

条 例

北海道暴力団の排除の推進に関する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道暴力団の排除の推進に関する条例

目次

第1章 総則 (第1条―第6条)
第2章 道が講ずべき措置 (第7条―第13条)
第3章 事業者が講ずべき措置 (第14条―第16条)
第4章 不動産の譲渡等における措置 (第17条・第18条)
第5章 青少年の健全な育成を図るための措置 (第19条・第20条)
第6章 雑則 (第21条―第25条)
第7章 罰則 (第26条・第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北海道における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、及び道、道民、事業者等の責務を明らかにするとともに、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置その他必要な事項を定めることにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）等の法令と相まって暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画され

た部分をいう。

- (5) 暴力団の排除 道民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びにこれにより道民生活及び事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が道民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、行われなければならない。

- 2 暴力団の排除は、道、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センター（法第32条の2第1項の規定により北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。次条第2項において同じ。）その他関係する機関及び団体の相互の連携の下に、社会全体で行われなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

- 2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、道民、事業者、事業者団体、道暴追センターその他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

- 2 事業者団体は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する事業者の取組に対する支援に努めるとともに、道が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

第2章 道が講ずべき措置

(公共事業等に係る措置)

第7条 道は、その発注する建設工事その他の道の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、道が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 道は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 道は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(道民等による情報提供に対する措置)

第9条 道民、事業者及び事業者団体（以下「道民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、道に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

- 2 道は、前項の規定による情報の提供があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第10条 警察本部長は、暴力団の排除に関する活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(道民等に対する支援)

第11条 道は、道民等が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、道民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第12条 道は、道民等の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（市町村に対する支援）

第13条 道は、暴力団の排除に関する施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

第3章 事業者が講ずべき措置

（暴力団利用行為等の禁止）

第14条 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用してはならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が依頼した者が不正の方法を用いて得た物品であることを知り、又は知り得べき状態にありながら、これを譲り受けてはならない。

（利益供与の禁止）

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をすること。

（2）暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の供与をすること。

（3）暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償を受けることなく財産上の利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（契約時における措置）

第16条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下この条におい

て同じ。）が暴力団員でないことを確認するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

（1）当該契約の相手方が暴力団員でないこと。

（2）当該契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者が催告をすることなく当該契約を解除することができること。

3 事業者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

第4章 不動産の譲渡等における措置

（不動産の譲渡等における措置）

第17条 道内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

（1）当該契約の相手方が、当該不動産を暴力団事務所の用に供しないこと。

（2）当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者が催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 不動産の譲渡等をした者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約を締結した場合において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めるものとする。

（宅地建物取引業者の情報提供等）

第18条 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する者をいう。）は、自らに不動産の譲渡等の代理又は媒介を依頼した者に対し、前条の規定を遵守するために必要な情報の提供又は助言を行

うよう努めるものとする。

第5章 青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (6) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所
- (8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺において青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、同項に規定する区域外において運営されていた暴力団事務所が同項各号に掲げるいずれかの施設の設置により同項に規定する区域内において運営されることとなった場合は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、当該施設の設置後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(青少年に対する指導等)

第20条 道民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導又は助言を行うよう努めるものとする。

2 道は、前項の指導又は助言が適切に行われるよう、道民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第6章 雑則

(報告等の徴収)

第21条 北海道公安委員会は、第14条、第15条第1項又は第17条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他当該者と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定めるものに対し、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第22条 北海道公安委員会は、第14条、第15条第1項又は第17条第2項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第23条 北海道公安委員会は、正当な理由がなく第21条の規定による報告若しくは資料の提出をしなかった者又は前条の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 北海道公安委員会は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用上の注意)

第24条 この条例の適用に当たっては、道民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

第7章 罰則

第26条 第19条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第19条第1項の規定は、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、この条例の施行の日以後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「という。)には」の次に「、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第8条の見出し中「の種類」を削り、同条本文中「派遣職員には」の次に「、そ

の派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き派遣されている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年12月31日までの期間 100分の100

(2) 平成24年1月1日から同年12月31日までの期間 100分の70

(3) 平成25年1月1日から同年12月31日までの期間 100分の40

- 3 施行日から平成23年6月30日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、これらの日において旧条例第4条第1項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合

とする。

- (1) 施行日から平成23年12月31日までの期間 100分の100
- (2) 平成24年1月1日から同年12月31日までの期間 100分の70
- (3) 平成25年1月1日から同年12月31日までの期間 100分の40
(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「平成23年7月31日」を「平成28年7月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改め、ただし書を削る。

別表2の項中「者が、」を「者が」に、「限る」を「限り、急を要する申請等の場合その他の規則で定める場合に係るものを除く」に、「旭 川 市 釧 路 市 苫小牧市 稚 内 市 芦 別 市 赤 平 市 紋 別 市 士 別 市 名 寄 市 三 笠 市 千 歳 市 滝川市 砂 川 市 深 川 市 登 別 市 北 斗 市 奥 尻 町 今 金 町 せたな町 余 市 町 南

幌 町 栗 山 町 東神楽町 東 川 町 美 瑛 町 上富良野町 下 川 町 美 深 町 猿 払 村 枝 幸 町 美 幌 町 遠 軽 町 湧 別 町 白 老 町 厚 真 町 安 平 町 むかわ町 日 高 町 平 取 町 新ひだか町 音 更 町 鹿 追 町 芽 室 町 広 尾 町 厚 岸 町 浜 中 町 標 茶 町 弟子屈町 白 糠 町」を「次表に掲げる市町村」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

旭川市 釧路市 苫小牧市 稚内市 美瑛市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 千歳市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 登別市 伊達市 北斗市 松前町 福島町 八雲町 奥尻町 今金町 せたな町 共和町 余市町 南幌町 奈井江町 上砂川町 栗山町 浦臼町 新十津川町 雨竜町 沼田町 東神楽町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 剣淵町 下川町 美深町 小平町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 美幌町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 白老町 厚真町 安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 新ひだか町 音更町 鹿追町 芽室町 広尾町 幕別町 浦幌町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 白糠町

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の次に1表を加える改正規定中豊富町、礼文町及び利尻富士町に係る部分 平成23年6月1日
- (2) 別表第1の次に1表を加える改正規定中歌志内市、富良野市、松前町、福島町、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、上川町、中富良野町、占冠村及び新冠町に係る部分 平成23年7月1日
- (3) 別表第1の次に1表を加える改正規定中伊達市に係る部分 平成23年8月1日
- (4) 別表第1の次に1表を加える改正規定中八雲町、共和町、沼田町、幌延町、幕別町及び浦幌町に係る部分 平成23年10月1日

- 2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年

外務省令第11号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の5の項及び3の6の項中「標津町」を「東川町標津町」に改め、同表の4の項中「北斗市」を「次表」に、「次表」を「別表第3」に改め、同表の4の3の項(29)中「第39条の23第1項第8号」を「第39条の23第8項」に、「証明書の交付」を「国税庁長官への証明書等の提出」に改め、同項中(30)を(31)とし、(29)の次に次のように加える。

(31) 政令第39条の23第13項の規定による国税庁長官への定期提出書類の提出

別表第1の4の3の項中「北広島市南幌町」を「旭川市深川市北広島市石狩市当別町松前町奥尻町今金町せたな町ニセコ町倶知安町共和町南幌町栗山町浦臼町美瑛町下川町苫前町遠軽町」に、「芽室町」を「清水町芽室町浦幌町」に改め、同表の5の項中「別表第3」を「別表第4」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同表の8の項中「別表第5」を「別表第6」に、「別表第6」を「別表第7」に、「別表第7」を「別表第8」に、「別表第8」を「別表第9」に改める。

別表第8中「八雲町」を「八雲町 上ノ国町」に改め、同表を別表第9とする。
別表第7中「八雲町」を「八雲町 上ノ国町」に、「洞爺湖町」を「洞爺湖町

浦河町」に改め、同表を別表第8とする。

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とする。

別表第4中「札幌市」を「札幌市 函館市」に、「網走市」を「網走市 留萌市」に、「江別市」を「江別市 赤平市」に、「泊村」を「岩内町 泊村」に、「秩父別町」を「妹背牛町 秩父別町 雨竜町」に、「沼田町 幌加内町」を「沼田町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「天塩町 幌延町」を「天塩町」に、「美幌町」を「幌延町 美幌町 清里町」に、「豊浦町」を「豊浦町 壮瞥町」に改め、同表を別表第5とする。

別表第3中「札幌市」を「札幌市 函館市」に、「網走市」を「網走市 留萌市」に、「江別市」を「江別市 赤平市」に、「泊村」を「岩内町 泊村」に、「秩父別町」を「妹背牛町 秩父別町 雨竜町」に、「沼田町 幌加内町」を「沼田町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「天塩町 幌延町」を「天塩町」に、「美幌町」を「幌延町 美幌町 清里町」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2中「帯広市」を「帯広市 北見市」に、「網走市」を「網走市 留萌市」に、「深川市」を「深川市 富良野市」に、「沼田町 幌加内町」を「沼田町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「天塩町 幌延町」を「天塩町」に、「美幌町」を「幌延町 美幌町」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美瑛市 芦別市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 深川市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町 新篠津村 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 愛別町 上富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富
--

士町 幌延町 遠軽町 雄武町 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 むかわ町 平取町 様似町 新ひだか町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 更別村 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 浦幌町 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表第1の4の3の項(29)の改正規定及び同項中(30)を(31)とし、(29)の次に(30)を加える改正規定 公布の日
 - 別表第1の4の3の項の改正規定中「北広島市南幌町」を「旭川市深川市北広島市石狩市当別町松前町奥尻町今金町せたな町ニセコ町倶知安町共和町南幌町栗山町浦臼町美瑛町下川町苫前町遠軽町」に改める部分(石狩市に係る部分に限る。) 平成23年10月1日
- この条例(前項第2号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。)の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の5の項、3の6の項、4の項、4の3の項、5の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「北斗市及び鹿追町」を「稚内市、江別市、根室市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、七飯町、奥尻町、黒松内町、遠別町、猿払村、礼文町、豊浦町、新ひだか町、鹿追町、新得町、広尾町及び本別町」に改め、同表の1の3の項中「東川町」を「東川町芽室町」に改め、同表の2の2の項中「砂川市標津町」を「芦別市名寄市砂川市北斗市松前町福島町せたな町ニセコ町真狩村留寿都村喜茂別町共和町古平町奈井江町浦臼町妹背牛町北竜町東川町下川町苫前町枝幸町津別町清水町芽室町標津町羅臼町」に改め、同表の2の5の項中「松前町」を「松前町木古内町」に改め、同表の2の6の項中「砂川市標津町」を「芦別市名寄市砂川市北斗市松前町福島町せたな町ニセコ町真狩村留寿都村喜茂別町共和町古平町奈井江町浦臼町妹背牛町北竜町東川町下川町苫前町枝幸町津別町清水町芽室町標津町羅臼町」に改め、同表の3の項及び3の2の項中「次に掲げるもの」の次に「(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器に係るものを除く。)」を加え、同表の3の3の項中「名寄市千歳市砂川市登別市北広島市北斗市松前町奥尻町せたな町倶知安町共和町泊村神恵内村上砂川町下川町枝幸町利尻町津別町訓子府町佐呂間町白老町音更町芽室町足寄町浦幌町標津町」を「次表に掲げる市町村」に改め、同項を同表の3の5の項とし、同表の3の2の項の次に次のように加える。

3の3 老人福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(市町村又は地方独立行政法人が行う老人居宅生活支援事業に係るものを除く。)

- 法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理
- 法第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業に係る届出事項の変更の届出の受理
- 法第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の

北斗市
芽室町

届出の受理

- (4) 法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査
- (5) 法第18条の2第1項の規定による認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する必要な措置の命令
- (6) 法第18条の2第2項の規定による老人居宅生活支援事業の制限又は停止の命令
- (7) 法第18条の2第3項の規定による北海道社会福祉審議会の意見の聴取（(6)に掲げる事務に係るものに限る。）

3の4 老人福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター（以下この項において「老人デイサービスセンター等」という。）又は養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下この項において「養護老人ホーム等」という。）のうち市町村又は地方独立行政法人の設置するものに係るものを除く。）

- (1) 法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理
- (2) 法第15条第4項の規定による養護老人ホーム等の設置の認可
- (3) 法第15条の2第1項の規定による老人デイサービスセンター等に係る届出事項の変更の届出の受理
- (4) 法第15条の2第2項の規定による養護老人ホーム等に係る変更の届出の受理
- (5) 法第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出の受理
- (6) 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可
- (7) 法第18条第1項の規定による老人デイサービスセンター等の設置者に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査
- (8) 法第18条第2項の規定による養護老人ホーム等の長に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査

芽室町

- (9) 法第18条の2第2項の規定による老人デイサービスセンター等に係る事業の制限又は停止の命令
- (10) 法第18条の2第3項の規定による北海道社会福祉審議会の意見の聴取（(9)に掲げる事務に係るものに限る。）
- (11) 法第19条第1項の規定による養護老人ホーム等に係る施設の設備若しくは運営の改善等の命令又は設置の認可の取消し
- (12) 法第19条第2項の規定による北海道社会福祉審議会の意見の聴取

別表第1の4の2の項中「登別市」を「砂川市登別市恵庭市」に改め、同項の次に次のように加える。

4の2の2 母子及び寡婦福祉法第25条第3項（同法第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による公共施設の管理者との協議及び売店等の設置の可能な場所等の調査並びにその結果を知らせる措置	砂川市 登別市 恵庭市
---	-------------------

別表第1の4の4の項中「次表」を「別表第3」に改め、同表の4の7の項及び4の8の項中「、北斗市」の次に「及び芽室町」を加え、同表の5の2の項中「鹿追町」を「鹿追町芽室町」に改め、同表の8の項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3を別表第4とする。

別表第2中「恵庭市」を「登別市 恵庭市」に、「八雲町 江差町」を「松前町 八雲町 江差町 厚沢部町」に、「奥尻町」を「奥尻町 今金町」に、「ニセコ町」を「ニセコ町 真狩村」に、「古平町 仁木町」を「積丹町 古平町 仁木町 余市町」に、「由仁町」を「上砂川町 由仁町」に、「北竜町 沼田町 幌加内町」を「雨竜町 北竜町 沼田町」に、「剣淵町 下川町」を「和寒町 剣淵町 下川町 美深町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「天塩町 幌延町」を「天塩町」に、「美幌町」を「幌延町 美幌町」に、「雄武町」を「雄武町 大空町」に、「洞爺湖町」を「厚真町 洞爺湖町 むかわ町」に、「芽室町 大樹町」を「清水町 芽室町 大樹町 広尾町」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

士別市 名寄市 千歳市 砂川市 深川市 登別市 北広島市 北斗市 松前町 木
--

古内町 奥尻町 せたな町 ニセコ町 倶知安町 共和町 泊村 神恵内村 奈井江町
上砂川町 浦臼町 北竜町 沼田町 下川町 苫前町 枝幸町 利尻町 津別町
訓子府町 佐呂間町 白老町 音更町 鹿追町 芽室町 足寄町 浦幌町 標津町

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、1の3の項、2の2の項、2の5の項、2の6の項、3の3の項から3の5の項まで、4の2の項、4の2の2の項、4の4の項、4の7の項、4の8の項及び5の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表北海道立紋別病院の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項(5)から(7)までの規定中「第9条の7の5第2項」を「第9条の7の5第1項」に改め、同項中「網走市、稚内市、美瑛市、千歳市、北広島市、」、「今金町、浜頓別町、中頓別町、豊富町、」、「清里町、」、「訓子府町、」、「白老町、」、「新冠町、」、「えりも町、新ひだか町、浦幌町」及び「釧路市、」を削り、同表の2の3の項中「東川町鹿追町」を「砂川市当別町東川町白老町鹿追町清水町」に改め、同表の3の項中「北斗市」を「士別市、北斗市、当別町」に改め、同表の3の2の項中「稚内市北斗市松前町福島町知内町木古内町七飯町鹿部町八雲町枝幸町礼文町利尻町利尻富士町 新ひだか町」を「別表第4に掲げる市町」に改め、同表の5の項中「新ひだか町」を「北斗市新ひだか町 奥尻町」に改め、同表の7の2の項中「東川町」を「当別町東川町」に、「鹿追町」を「新ひだか町鹿追町清水町」に改める。

別表第2中「旭川市」を「函館市 旭川市 釧路市 帯広市 岩見沢市」に、「江別市」を「芦別市 江別市 根室市」に、「砂川市」を「砂川市 深川市 登別市」に、「松前町」を「松前町 福島町」に、「幌加内町」を「沼田町」に、「剣淵町」を「剣淵町 幌加内町」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第4

稚内市	根室市	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	八雲町
奥尻町	せたな町	共和町	仁木町	奈井江町	上砂川町	栗山町	美瑛町		
下川町	苫前町	羽幌町	中頓別町	枝幸町	礼文町	利尻町	利尻富士町	幌延町	
美幌町	遠軽町	新ひだか町	芽室町						

附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項(5)

から(7)までの改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の3の項から3の2の項まで、5の項及び7の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(9)中「第3号（法）」を「第3号（）」に改め、同表の5の項中「砂川市」を「砂川市恵庭市北斗市」に改め、同表の5の2の項中「砂川市」を「砂川市恵庭市北斗市当別町東川町」に改める。

別表第2中「登別市」を「深川市 登別市」に、「ニセコ町」を「ニセコ町 真狩村」に、「泊村」を「岩内町 泊村」に、「沼田町 幌加内町」を「沼田町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「遠別町 幌延町」を「遠別町」に、「美幌町」を「幌延町 美幌町」に、「弟子屈町」を「標茶町 弟子屈町 鶴居村」に改める。

別表第3中「知内町」を「知内町 木古内町」に、「寿都町」を「島牧村 寿都町」に、「泊村」を「京極町 泊村」に、「積丹町」を「積丹町 古平町 仁木町」に、「浦臼町 幌加内町」を「浦臼町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「遠別町 幌延町」を「遠別町」に、「美幌町」を「幌延町 美幌町」

に、「洞爺湖町」を「洞爺湖町 安平町」に改める。

別表第4中「ニセコ町」を「ニセコ町 真狩村」に、「泊村」を「岩内町 泊村」に、「北竜町 沼田町 幌加内町」を「雨竜町 北竜町 沼田町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「遠別町 幌延町」を「遠別町」に、「美幌町」を「幌延町 美幌町」に、「弟子屈町」を「標茶町 弟子屈町 鶴居村」に改める。

別表第5中「千歳市」を「千歳市 深川市 富良野市」に、「知内町」を「知内町 木古内町」に、「黒松内町」を「黒松内町 蘭越町」に、「積丹町」を「京極町 積丹町 古平町 仁木町 余市町」に、「栗山町」を「栗山町 月形町」に、「幌加内町」を「鷹栖町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「遠別町 幌延町」を「遠別町」に、「美幌町 津別町」を「幌延町 美幌町 津別町 清里町」に、「洞爺湖町」を「洞爺湖町 安平町」に、「浜中町」を「浜中町 鶴居村」に改める。

別表第6中「石狩市」を「石狩市 北斗市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中「千歳市」を「千歳市 深川市 富良野市」に改める部分（深川市に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項から6の項まで及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「北 斗 市」を「深 川 市北 斗 市松 前 町古 平 町仁 木 町苦 前 町」に改め、同表の3の項中「砂 川 市」を「砂 川 市恵 庭 市当 別 町東 川 町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項の改正規定（深川市に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法律等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第67号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「札 幌 市」を「札 幌 市函 館 市」に、「登 別 市」を「登 別 市奥 尻 町白 老 町釧 路 町」に改め、同表の7の項中「、夕張市」及び「、三笠市、清里町」を削り、同表の7の2の項中「以下」を「昭和32年政令第43号。以下」に改め、同項(1)中「第20条の2第11項又は第38条の4第20項」を「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」に改め、同項中「旭 川 市」を「旭 川 市白 老 町」に改め、同表の9の2の項中「東 川 町」を「当 別 町東 川 町白 老 町新ひだか町」に改め、同表の11の2の項中「岩見沢市砂 川 市」を「釧 路 市岩見沢市砂 川 市白 老 町」に改め、同表の12の項(30)中「(29)」を「(30)」に改め、同項中(30)を(31)とし、(27)から(29)までを(28)から(30)までとし、(26)の次に次のように加える。

27 法第81条第2項の規定による是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告（(1)、(3)、(5)、(10)、(13)、(14)、(16)から(18)まで及び24に掲げる事務に係るものに限る。）

別表第1の12の項中「小 樽 市室 蘭 市釧 路 市帯 広 市北 見 市網 走 市苫 小牧市稚 内 市江 別 市名 寄 市千 歳 市富良野市登 別 市伊 達 市北広島市石 狩 市北 斗 市七 飯 町森 町長万部町美 瑛 町白 老 町音 更 町芽 室 町幕 別 町」を「別表第4に掲げる市町」に、「、富良野市」を「、深川市、富良野市、松前町、福島町」に、「及び美瑛町」を「、奥尻町、せたな町、美瑛町、剣淵町及び苦前町」に改め、同表の13の項(4)中「の許可」を削り、「同じ。）」の次に「の許可」を加え、同項(6)中「、認可又は承認」及び「。(7)に掲げる事務において同じ」を削り、同項(7)中「助言」の次に「((1)、(3)及び(4)に掲げる事務に係るものに限る。))」を加え、同項(8)中「開発許可等」を「許可」に改め、「。(9)及び(10)に掲げる事務において同じ」を削り、同項中(11)を(12)とし、同項(10)中「立入検査」の次に「((1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。))」を加え、同項中(10)を(11)とし、同項(9)中「公示」の次に「((1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。))」を加え、同項中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第81条第2項の規定による是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告（(1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。）

別表第1の13の項中「(11)に」を「(12)に」に改め、同表の13の2の項中「岩見沢

市砂川市」を「釧路市岩見沢市砂川市白老町」に改め、同表の14の2の項の次に次のように加える。

14の3 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第129条の2第1項の規定による再開発事業計画の認定
- (2) 法第129条の4（法第129条の5第2項及び法第129条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
- (3) 法第129条の5第1項の規定による認定再開発事業計画の変更の認定
- (4) 法第129条の6の規定による再開発事業の実施の状況に係る報告の徴収
- (5) 法第129条の7の規定による再開発事業計画の認定に基づく地位の承継の承認
- (6) 法第129条の8の規定による改善に必要な措置の命令
- (7) 法第129条の9第1項の規定による再開発事業計画の認定の取消し

砂川市

別表に次の1表を加える。

別表第4

小樽市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 苫小牧市 稚内市 江別市 名寄市 千歳市 深川市 富良野市 登別市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 松前町 福島町 七飯町 森町 長万部町 奥尻町 せたな町 美瑛町 剣淵町 苫前町 白老町 音更町 芽室町 幕別町 釧路町

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の7の2の項(1)の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の6の項から7の2の項まで、9の2の項、11の2の項から13の2の項まで及び14の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第68号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「登別市、北斗市」を「砂川市、登別市、恵庭市、北斗市、当別町、松前町」に改め、同表5の項中「北斗市」の次に「、当別町、松前町」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表1の項及び5の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。